	必要書類		申記	青書・届出	書		添付書類									
	区分申請者・届出者	登録 申請書 二号様式 運転者	交付 申請書 九号様式 事業者	訂正・ 再交付 申請書 +号様式 事業者	登録事項 変更出 書 四号様式 運転者	運転者証 返納届 様式第11 事業者	運転免許証 の写し・マイナ免許証	写真	運転者証	雇 用 証明書	講習 修了証 の コピー	合格証 の コピー	運転 経歴書 三号様式	住民票 の 写し	UD研修 修了証の コピー	備考
1	はじめて登録するとき	0	0				0	0		0	0	0		0	0	住民票の写しのコ
2	事業者を変わったとき		0		0		0	0		0						ピーは不可 運転免許証の両 面のコピー
	7 7/4 6 947 1 1 2 6				O		旧事業者から	「運転者	証」の返納	内手続きが	終了していた	ない場合は変	変更できませ	ん		
3	運転免許証の有効期限 が更新されたとき			0	0		0	0	0							運転者証がない際 はコピーを添付の こと
4	住所が変わったとき				0		住所変更済							0		住民票のコピーは 不可
5	氏名が変わったとき			0	0		氏名変更済	0	0					0		新旧氏名が記載され ている住民票又は戸 籍抄本
6	運転者証を紛失したとき			0			○									
7	運転者証を汚損したとき			0			0	0	0							汚損・破損した運転 者証が必要です
8	運転免許証の 失効または停 止処分を受け 必要				0		その他に運転免許停止に係るものは処分通知書又は運転記録証明書の写しが必要 (コピー可) 直ちに登録センターへ届け出をしてください。免停失効で届出が遅れている場合は本人の遅延理由 書等									
	たとき *再登録時は 「10」を参				0	0			0							再登録時は「10」 を参照
	以上の免 以上の免						運転者証の返納、その他に運転免許停止に係るものは処分通知書又は運転記録証明書の写しが必要(コピ可)						ンが必要 (コピ可)			
9	登録取消処分後に再び 登録する時	0	0				0	0		0	0	0		0	0	法令・安全・接遇 地理の受講が必要 です
10	運転免許の停止(40 日 以上)及び運転免許の 失効により登録が消除	0	0				0	0		0	0		スは〇	0		講習修了証の写し+ 合格証の写し又は 運転経歴書が必要 です
	され再び登録するとき						「8」の手続きが終了していない場合登録できません									

	必要書類 申請書・届出書					添付書類										
	区分	登録 申請書 二号様式	交付 申請書 九号様式	訂正・ 再交付 申請書 +号様式	登録事項 変更等 届出書 四号様式	運転者証 返納届 様式第 11	運転免許証の写し・	写真	運転者証	雇用証明書	講習 修了証 の	合格証 の コピー	運転 経歴書	住民票 の写 し	U D 研修 修了証 コピー	備考
	申請者・届出者	運転者	事業者	事業者	運転者	事業者	マイナ免許証				コピー		三号様式			
11	運転免許の種類や番号 が変わったとき				0		0									
12	退職したとき等															郵便書留でも受付
						0			0							けます
							運転者証の返約	内が必要	です(運転	云者証に退	職等理由及	びその年月日	、事業者の	担当者名	を記載してくた	ごさい)
13	他府県へ異動するとき	「12」の手続きが終了していない場合、他地域での登録はできません。「登録消除申請書」を登録センター窓口へお持ちください(書留郵便でも受付けます)														
14	登録の消除について(右 記の①~⑤に該当する 場合は登録の消除にな ります。	①登録取消の処分をうけたとき ②40日以上の免許停止処分及び免許の取消し処分をうけたとき ③運転者証返納されてから2年が経過したとき ④登録消除申請をしたとき ⑤免許証が失効したとき														

注意事項

- 1.「3」「4」「5」「6」「7」「8」及び「11」の場合は直ちに(7日以内)に必要書類を提出して手続きをしてください。遅延した際は「理由書」を添付してください。
- 2.「住民票の写し」とは「住民票」、「住居表示決定通知書」及び「戸籍抄本」の原本から、その内容を紙に印刷して発行されたものです。期限は取得後6カ 月以内のもので、住民票は表面に個人番号(マイナンバー)が記載されていないものが必要になります。<u>コピーは不可です。</u>
- 3.「写真」は、6カ月以内に撮影した縦6cm、横4cmの単独、無帽、正面、無背景の顔写真(顔の大きさが3cm以上)で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載してください。
- 4.運転経歴実績は、「名古屋タクシー交通圏において、申請前2年以内90日以上の乗務日数」が必要です。
- 5.事業者は運転者が退職又は行政処分(運転免許の失効及び40日以上の免停を含む)等、運転者としての選任を解いたときは、運転者証を直ちに(7日以内)に返納しなければなりません。
- 6.運転者証、事業者乗務証の交付を旧姓で希望する申請者は、旧姓が記載された住民票等の写しを提出しなければなりません。
- 7. 「運転免許証の写し」とは、運転免許証の表、裏のコピーもしくは、<u>マイナ免許証の免許情報内容を出力したもの</u>となります。 マイナ免許証の免許情報内容の出力はマイナ免許証読み取りアプリ専用 HPhttps://myna-menkyo-app.npa.go.jp/からアプリをインストールし出力してください。
- ※申請書、届出書等は協会ホームページ「協会について」「各種講習・登録」「■運転者登録関係様式について」からダウンロードして使用してください。

登録申請手数料一覧

内 訳	手 数 料	手数料 (会員外)	備考
登録申請	一件につき 500 円	一件につき 1,500 円	
運転者証交付申請	一件につき 500 円	一件につき 1,500 円	
運転者証訂正申請	一件につき 500 円	一件につき 1,500 円	
運転者証再交付申請	一件につき 500 円	一件につき 1,500 円	
原簿謄本交付申請	一件につき 500 円	一件につき 1,500 円	
登録運転者業務経歴証明書交付申請	一件につき 500 円	一件につき 1,500 円	
個人タクシー事業者乗務証交付申請	一件につき 500 円	一件につき 1,500 円	
個人タクシー事業者乗務証訂正申請	一件につき 500 円	一件につき 1,500 円	
個人タクシー事業者乗務証再交付申請	一件につき 500 円	一件につき 1,500 円	